

●所得額の計算方法

総所得額 - 控除額

控除額	障害者控除	1人につき	270,000 円
	特別障害者控除	1人につき	400,000 円
	寡婦（夫）控除		270,000 円
	寡婦特例		350,000 円
	勤労学生控除		270,000 円
	配偶者特別控除	最高	380,000 円
	雑損控除、医療費控除、小規模共済等掛金控除		当該控除額
	特別児童扶養手当法による控除	一律	80,000 円

●所得制限限度額

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000 円	6,962,000 円
4人	6,116,000 円	7,175,000 円
5人	6,496,000 円	7,388,000 円
6人以上	以下1人につき380千円加算	以下1人につき380千円加算

*扶養義務者（受給資格者と生計を同一にしている者）